

## II-3-[5] 国立青年の家の管理運営について(抄)

[昭和 58 年 10 月 19 日 文社青第 100 号  
各国立青年の家所長あて 文部省社会教育局長]

このたび、「国立青年の家の管理運営について」(昭和 47 年 4 月 27 日付け文社青第 105 号文部省社会教育局長通知)を廃止し、新たに「国立青年の家の管理運営について」(別添 1 参照)を定めました。

ついては、国立青年の家の管理運営に当たっては、今後これによるよう願います。

なお、国立青年の家において制定すべき諸規則のうち利用規則については、準則(別添 2 参照)を定めたので、これに基づいてその整備を図られるよう願います。

(別添 1)

### 国立青年の家の管理運営について

(教育目標)

**1. 国立青年の家は、健全な青年の育成を図るために、団体宿泊訓練を通じて、次の各号に掲げる教育目標の達成に努めるものとする。**

- (1) 規律、協同、友愛及び奉仕の精神をかん養すること。
- (2) 自律性、責任感及び実行力を身につけること。
- (3) 相互連帯意識を高め、郷土愛、祖国愛及び国際理解の精神を培うこと。
- (4) 教養の向上、情操の純化及び体力の増強を図ること。

(事業)

**2. 国立青年の家は、前記 1 の各号に掲げる教育目標を達成するため、次の各号に掲げる事業を主催事業又は受入れ指導事業として実施するものとする。**

- (1) 職業人、社会人又は学生、生徒としての資質を向上させるための事業
- (2) 青年の団体活動を助長するための事業
- (3) 青年教育指導者その他の青年教育関係者の研修のための事業
- (4) その他健全な青年の育成に資するための事業

(運営の方針)

**3. 国立青年の家は、次の各号に掲げる事項に特別に留意して運営を行わなければならない。**

- (1) 青年の希望並びに国家及び社会の要請にこたえた運営を行うこと。
- (2) 青年の広域的な交流を図るとともに、先導的な事業や運営を行い、その成果を広く公立青年の家その他の青年教育施設に及ぼし、その水準の向上に資するよう努めること。
- (3) 立地条件を生かした特色のある事業や運営を行うよう努めること。
- (4) 広く青年教育関係者の理解と協力を得るよう努めること。
- (5) 研修生の安全を確保すること。
- (6) 民間有志指導者(ボランティア)の協力を得るよう努めること。

**4. 国立青年の家は、その施設・設備を次の各号に掲げる利用に供してはならない。**

- (1) 特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他の政治的活動をするための利用
- (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための宗教教育その他の宗教的活動をするための利用
- (3) 専ら営利を目的とする活動をするための利用

(利 用)

**5. 国立青年の家を利用できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす青年の団体及び青年教育指導者その他の青年教育関係者の団体とする。ただし、主催事業その他国立青年の家の所長(以下「所長」という。)が特に認めた場合は、この限りではない。**

- (1) 引率責任者が定められているもの
- (2) あらかじめ具体的な研修計画を定めているもの

**6. 国立青年の家の利用に対する対価は、これを徴収しない。**

**7. 研修生の生活時間は、各国立青年の家の地理的条件等の実態に即して所長が定めるものとする。生活時間の中には、朝のつどい及び夕べのつどいの時間を設けるものとする。**

**8. 国立青年の家は、施設・設備の整備に当てるため、毎月定期的に研修生の受入れを行わない日を設けるものとする。**

**9. 国立青年の家は、天災その他やむを得ない事情があるときは、臨時に研修生の受入れを行わないことができる。**

(以下 略)

(別添 2)

## 国立〇〇青年の家利用規則

(趣旨)

### 第 1 条

国立〇〇青年の家(以下「青年の家」という。)の利用に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(利用者の範囲)

### 第 2 条

青年の家を利用できる者は、次の各号に掲げる要件を満たす青年の団体及び青年教育指導者その他の青年教育関係者の団体とする。ただし、主催事業その他青年の家の所長(以下「所長」という。)が特に認める場合は、この限りではない。

- 一 おおむね 5 人以上の団体で、引率責任者が定められているもの
- 二 あらかじめ具体的な研修計画を定めているもの

(利用の条件)

### 第 3 条

研修生は、研修計画に基づいて青年の家に少なくとも 24 時間以上滞在するものとする。ただし、特別の事情があると所長が認めた場合は、この限りではない。

(以下 略)